12月4日から10日までは人権週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする１週間（12月４日から10日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めております。

美波町、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員連合会においては、今年度の人権週間行事のひとつとして、下記のとおり「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待などの人権問題、その他家庭や近隣関係のくらしの悩みごと等の御相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

人権相談所

◉日時：12月12日（火）　午前９時～正午まで
　場所：日和佐公民館

◉日時：12月12日（火）　午後１時～午後３時まで
　場所：由岐公民館

お気軽に御相談ください

※お問い合わせは、最寄りの法務局、日和佐隣保館及び人権擁護委員まで。

老朽住宅解体費支援事業補助金交付要綱が一部改正されました！

美波町では、平成25年度から町民の安全･安心と住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的に、住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した空き家を解体するとき、その費用の一部を助成しています。

10月10日より対象住宅の要件である「長年（概ね10年以上）放置されたままになっている住宅」が要綱より削除され、空き家となっている住宅で不良度等の基準が100点以上に相当するものが対象住宅の要件となりました。助成金額等の変更はありません。

助成金額：解体事業費2／3以内で上限60万円

対象住宅：空き家になっている住宅で、不良度等の基準が100点以上に相当するもの

STEP①　調査申し込み

助成の対象となる建物であるか、**空き家判定士**により現地調査いたしますので、まずは調査の申し込みが必要です。

STEP②　補助金交付の申し込み

調査の結果、助成の対象となる建物であると判定された場合、補助金交付の申し込みが可能となります。

STEP③　契約・解体工事

補助金の交付決定の通知を受けるまでは、契約・工事ができませんので、ご注意ください。

STEP④　完了の報告・請求書の提出

解体工事の完了後、完了の報告や請求書の提出後、補助金の受領が完了します。

※なお、採択件数には限りがありますので、申し込みが多い場合は翌年度以降とさせていただきます。

【お問い合せ先】　役場建設課　☎77−3618